

私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
(交付の対象及び交付の額) 第2条 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等の生徒等であって、次の各号のいずれにも該当する者で、</u>私立高等学校等学び直し支援補助金（以下「学び直し支援補助金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（この条において「受給権者」という。）の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わって学び直し支援補助金を受領する学校設置者に対して交付する。 (1)・(2) [略] (3) <u>法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者</u> (4) 法第3条第2項第2号に該当する者 (5) 平成26年4月1日以後に<u>法第2条に規定する</u>高等学校等に入学した者（<u>高等学校等就学支援金（この条において「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）</u> (6) <u>法第2条に規定する</u>高等学校等を退学したことがある者 (7) 学び直し支援補助金の支給を通算して12月（<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。第4項において「令」という。）第2条第1項第1号に規定する</u>高等学校等定時制課程等）にあつては24月）以上受けていない者 (8) 学び直し支援補助金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（<u>この号において</u>「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援補助金の	(交付の対象及び交付の額) 第2条 <u>次の各号の全てに該当する者であつて、別表1の各区分に定めるもののうち</u>私立高等学校等学び直し支援補助金（以下「学び直し支援補助金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（この条において「受給権者」という。）の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わって学び直し支援補助金を受領する学校設置者に対して交付する。 (1)・(2) [略] (3) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号。以下「令和8年改正省令」という。）附則第2項中に規定する各種学校を含む。以下この条において同じ。）（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者</u> (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（<u>平成26年3月31日までに同号に該当することとなった者を除く。）</u> (5) 平成26年4月1日以後に高等学校等に入学した者 (6) 高等学校等を退学したことがある者 (7) 学び直し支援補助金の支給を通算して12月（高等学校等定時制課程等（<u>高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の定時制課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第2条第2項で定めるものに限る。）をいう。）以下同じ。））にあつては24月）以上受けていない者</u> (8) 学び直し支援補助金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（<u>以下</u>「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援補助金の支給対象単

支給対象単位数の合計が74を超えていない者 <u>(9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）</u> 2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項</u>に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。 <u>3 学び直し支援補助金は、受給権者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。</u> <u>4 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して交付される学び直し支援補助金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。</u> <u>5 交付の額は、前2項に定める学び直し支援補助金の額とする。</u> (交付の変更) 第6条 学校設置者は、第4条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更<u>承認</u>申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。 2 知事は、前項の変更<u>承認</u>申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請を審査し、交付の変更を承認するときは、様式第4号による変更交付決定指令書により、学校設置者に通知するものとする。 3 [略] <u>(額の確定等)</u> <u>第10条 知事は、報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し支援補助金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援補助金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。</u> <u>2 知事は、学校設置者に交付すべき学び直し支援補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える学び直し支援補助金が交付されているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。</u> <u>3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。</u> <u>4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。</u>	位数の合計が74を超えていない者 <u>(削除)</u> 2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、<u>省令</u>第7条第<u>6</u>項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>3 交付の額は、別表1の各区分に定める学び直し支援補助金の額とする。</u> (交付の変更) 第6条 学校設置者は、第4条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更<u>交付</u>申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。 2 知事は、前項の変更<u>交付</u>申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請を審査し、交付の変更を承認するときは、様式第4号による変更交付決定指令書により、学校設置者に通知するものとする。 3 [略] <u>(削除)</u>
--	---

(交付決定の取消等) 第 <u>11</u> 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 4 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)～(4) [略] 2・3 [略] 4 第 2 項の規定に基づく学び直し支援補助金の返還 <u>については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。</u> <u>(新設)</u> (学び直し支援補助金の経理) 第 <u>12</u> 条 [略] (調書) 第 <u>13</u> 条 [略] (その他) 第 <u>14</u> 条 [略] <u>(新設)</u>	(交付決定の取消等) 第 <u>10</u> 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 4 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)～(4) [略] 2・3 [略] 4 第 2 項の規定に基づく学び直し支援補助金の返還 <u>期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。</u> <u>5 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。</u> (学び直し支援補助金の経理) 第 <u>11</u> 条 [略] (調書) 第 <u>12</u> 条 [略] (その他) 第 <u>13</u> 条 [略] <u>別表 1</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th><th><u>補助事業</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 新制度</u></td><td> <u>法第 2 条に規定する高等学校等（国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置するものを除く。以下同じ。）の生徒等であって、法第 3 条第 1 項に規定する者（以下この項において「新制度支給対象者」という。）</u> <u>【支給額】</u> <u>学び直し支援補助金は、新制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等（学び直し支援補助金の受給資格の認定に係る高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1 月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表 2 の支給限度額を超える場合に</u> </td></tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>補助事業</u>	<u>1 新制度</u>	<u>法第 2 条に規定する高等学校等（国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置するものを除く。以下同じ。）の生徒等であって、法第 3 条第 1 項に規定する者（以下この項において「新制度支給対象者」という。）</u> <u>【支給額】</u> <u>学び直し支援補助金は、新制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等（学び直し支援補助金の受給資格の認定に係る高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1 月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表 2 の支給限度額を超える場合に</u>
<u>区分</u>	<u>補助事業</u>				
<u>1 新制度</u>	<u>法第 2 条に規定する高等学校等（国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置するものを除く。以下同じ。）の生徒等であって、法第 3 条第 1 項に規定する者（以下この項において「新制度支給対象者」という。）</u> <u>【支給額】</u> <u>学び直し支援補助金は、新制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等（学び直し支援補助金の受給資格の認定に係る高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1 月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表 2 の支給限度額を超える場合に</u>				

			<u>つては、支給限度額）とする。</u>
	<u>2 旧制度</u>	<u>高等学校等（令和8年改正省令附則第2項中に規定する各種学校を含む。以下同じ。）の生徒等であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する者（法第3条第1項に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）であって保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（区分3に規定する者を除く。）（以下この項において「旧制度支給対象者」という。）</u> <u>【支給額】</u> <u>学び直し支援補助金は、旧制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表3の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。</u> <u>【加算額】</u> <u>支給対象高等学校等が次の1から3までに定める高等学校等である旧制度支給対象者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給する学び直し支援補助金の額は、「別表3に掲げる支給限度額に同表に掲げる加算額を加えた額」とする。</u> <u>1 国及び地方公共団体（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。2において同じ。）以外の者の設置する高等学校等</u> <u>2 地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）</u> <u>3 地方公共団体の設置する専修学校</u>	<u>3 旧制度・令和8年3月31日時点で学び直し支</u>
		<u>高等学校等の生徒等であって、令和8年3月31日時点で学び直し支援補助金の受給資格を有する者（区分1に規定する者を除く。）（以下この項において「旧制度経過措置支給対象者」という。）</u>	

<u>援 補 助 金 の 受 給 資 格 を 有 する 者</u>	<u>【支給額】</u> <u>学び直し支援補助金は、旧制度経過措置支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表3の支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。</u> <u>【加算額】</u> <u>支給対象高等学校等が次の1から3までに定める高等学校等である旧制度経過措置支給対象者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給する学び直し支援補助金の額は、「別表3に掲げる支給限度額に同表に掲げる加算額を加えた額」とする。</u> <u>1 国及び地方公共団体（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。2において同じ。）以外の者の設置する高等学校等</u> <u>2 地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）</u> <u>3 地方公共団体の設置する専修学校</u>
---	--

別表2（新制度）

		<u>私立</u>	
		<u>定額授業料の場合</u>	<u>単位制授業料の場合</u>
<u>高等学校 全日制</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,668 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>高等学校 定時制</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,668 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>高等学校 通信制</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,668 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>中等教育学校 後期課程</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,668 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>特別支援学校 高等部</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>＝</u>

<u>高等専門学校 (1～3学年)</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>＝</u>
<u>専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,668 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,668 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>13,688 円/単位</u> <u>※通算 74、年間 30 単位まで</u>
<u>各種学校</u>	<u>支給限度額</u>	<u>28,100 円/月</u>	<u>＝</u>

(別表) [略]

別表 3 (旧制度) [略]